

事業の譲受けに関する公告

株式会社S B J銀行は、平成 21 年 7 月 10 日開催の臨時株主総会において、金融庁長官の認可を条件として、平成 21 年 9 月 14 日をもって、株式会社新韓銀行から日本におけるすべての支店の事業の全部を譲受けることを決議致しました。

つきましては、上記の譲受けにご異議のある債権者は、平成 21 年 8 月 28 日までにその旨お申し出下さい。

なお、事業譲渡の期日である平成 21 年 9 月 14 日は諸般の事情によりやむを得ず変更になる場合があります。

以上、銀行法に基づき公告致します。

平成 21 年 7 月 23 日
東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号
株式会社 S B J 銀行
代表取締役 宮村 智

本件についてのお問い合わせ先

新韓銀行東京支店：〒105-6009 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

電 話：03-6403-0505

担 当：企画部 白、千葉